

セクシャルハラスメントの報告・対応フロー

1. 加害者が利用者のケースを想定した対応手順とする。

※なおこの手順内では、加害者とはセクシャルハラスメント行為をしたとされる者、被害者とはセクシャルハラスメントを行為を受けたと感じた者と定義する。

※職員間のケースの場合は「就業規則 社会福祉法人つがる三和会 セクシャルハラスメント規定」に準ずる。

